# **演習事例**

# **事例概要**

## 【登場人物】

《磯野家》

* ワカメ：【サザエの子：14歳】海原中学校の特別支援学級に通う中学2年生。
* サザエ：【ワカメの母親：34歳】未婚の母。20歳でワカメを出産後両親と同居。無職。
* フ　ネ：【ワカメの祖母：54歳】軽度の知的障害があるとみられるが手帳は持っていない。
* 波　平：【ワカメの祖父：59歳】：一家の大黒柱。工務店勤務、大工。

　《それ以外の方》

　　　ワーカー　 ：社会福祉協議会に勤めるワーカー

　　　花沢さん　 ：娘が海原中学校の特別支援学級に通うお母さん。

　　　担任教諭　 ：職務の範囲を超えてワカメを支援しているが、限界も感じている。

　　　民生委員　 ：磯研の担当地区の民生委員。サロンなどでも熱心に活動している。

## 【事例の概要】

　ある日、民生委員のところに「ちょっと相談にのってもらえませんか？」と近所の花沢さんが訪ねてきました。花沢さんは、海原中学校の特別支援学級に子どもが通っているお母さんです。

聞けば、娘と同じクラスの「磯野ワカメちゃん」のお母さんが、花沢さんと顔を合わせるたびに、いつも疲れた様子で、「子どもが全然言うことをきかない」「お金がなくて生活が苦しい」「おばあちゃんがボケていて困るのよ」「おじいちゃんが入院しちゃって大変」などと話をし、花沢さんも一生懸命話は聞いているものの、解決策が見つからなくて聞くだけになっているとのこと。そのため、磯野さんは何度も何度も同じ話を、時にはずいぶん遅い時間に電話までしてきて話すそうで、「とても負担感があるので誰か一緒に支えてほしい」と近所の顔見知りの民生委員に相談されたのでした。

花沢さんは、磯野さんに「一緒に相談できるところに行ってみない？」と何度か伝えたようですが、曖昧にうなずいたり、話題を変えてしまったりで、「どうも公的な相談窓口には行きたがらない様子が見られる」とも言っていました。

　民生委員から話を聞いた社協のワーカーは、ご本人やその周辺の方々にも話を聞いて、対応を考えることを伝え、その日は民生委員さんと分かれました。

　翌日、民生委員からの情報を受けたワーカーは、まず特別支援学級の担任教諭を訪ねて話を聞きました。すると、「磯野さん」の家庭では「母親は、知的障害が疑われる娘に対し、様々な理由をつけて登校させない、登校させる時も遅刻が多い、昼食のお弁当を全く持ってこない（家庭でもあまり食事をきちんと与えていないと思われる）、適切な指導がされていないため身辺自立ができていない」などの問題があることがわかりました。担任教諭も、母親を交えた３者面談、家庭訪問、定期的な電話連絡などはするものの、母親はあまり切迫感をもっていないように思われること、また、うまく信頼関係が築けていないと言います。娘に対しても、こっそり自分の弁当を食べさせたり、衣類の汚れが目立つ時は、登校中にコインランドリーで洗濯をしてくるなど、様々な指導・支援を行っているが、自分も職務の範囲を大きく逸脱して支援せざるを得ず、苦慮しているとのことで、ワーカーからの支援を期待している様子でした。

## 【地域の概要】

* 以前は畑だったところが宅地開発され，現在は古くから住んでいる住民と新しく移り住んだ住民が混在する住宅地。
* 社協からみると住民の地域福祉活動に対する意識は高く、他地区と比較すると、地区社協を中心に活発な小地域地域福祉活動が行われている。
* 人口（小学校区）:3,461人
* 世帯数:1,355世帯
* 高齢化率:28.5％
* 年少者率:10.45％
* 小学校区で組織化された地区社協が校区内の公民館で民生委員やボランティアによる週１回のサロン活動を行っている。必要であれば、送迎（徒歩）などもしている（対象は主に高齢者）。
* 自治会活動を通した町内清掃、夏祭り、バザーなどが活発に行われている。
* 自治会単位で福祉委員を選出し、地区社協活動をサポートしている。民生委員は20人。サロンなどでも熱心に活動をしている（が、実は負担感もある様子）。
* 社会福祉協議会では、ボランティアグループの支援、精神障害関係ボランティア講座の開催や避難行動要支援者の災害の安否活動を主目的とした活動（平常時には見守り活動を行う。自分が住む地区にいる要支援者を訪問する）がある（担い手は福祉委員や民生委員）。社会福祉協議会の地区担当者は地域ケア会議（学区内で月1回開催・包括主催）にも参加している。
* 市内には生協活動から始まった有償活動（ちょっとした手伝い）を行うNPOがある。
* 特別養護老人ホーム、通所介護、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどを運営する社会福祉法人A会は、地域への貢献意欲が高く、地域のために何かできないかと考えている。

（備考）

* 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業は社会福祉協議会が受託している（民生委員から相談を受けた社協職員は、この地域担当する地域福祉課の職員で生活困窮者自立支援の担当者ではない）。